

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

令和 年度 市・県民税申告書(上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書)

大和市長 あて

市役所記入欄	裏面(有・無) No. 本人確認書類(有・無)
--------	----------------------------

ふりがな										
氏名										
個人番号										
生年月日							電話番号			
令和 年 1月1日の住所										

● 確定申告した上場株式等の所得

			住民税の源泉徴収額 (配当割額・株式等譲渡所得割額)
上場株式等の配当 所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

● 住民税で選択する番号に○をつけてください

- 上記の確定申告した上場株式等の所得について、住民税では申告いたしません。
- 上記の確定申告した上場株式等の所得について、住民税では下記の所得といたします。  
(例 確定申告で分離課税した配当所得を住民税では総合課税で申告)

			住民税の源泉徴収額 (配当割額・株式等譲渡所得割額)
上場株式等の配当 所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

◆上場株式等に係る譲渡損失の金額(繰越控除額)を変更する場合は下記を記入してください

本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く繰越控除額	円
本年分で分離課税配当所得等の金額から差し引く繰越控除額	円
翌年以降に繰り越される損失の額	円

<備考>

- ※対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、住民税5%があらかじめ源泉徴収されているものとなります(所得税20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません)。
- ※住民税において申告不要制度を選択した場合は配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、配当控除の適用はありません。
- ※同一特定口座内で株式等の譲渡所得の損失と通算されている場合、配当所得のみを申告不要とすることはできません。
- ※申告にあたっては、確定申告書の写しとともに特定口座年間取引報告書や配当金計算書等の写しを添付してください。
- ※申告期限は3月15日です。なお、当該年度の納税通知書が送達された後に提出されても受付できませんのでご注意ください。